

業務方法書の一部変更新旧対照表

(下線部分は変更部分)

| 変 更 後  | 現 行   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">輸入原料価格の算出に関する細則</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 第2における各月の平均輸入価格は、財務省「貿易統計」の当該月の1ヶ月前の数値(速報値)を用い、各月の原料使用量は当該四半期末日の翌月に公益社団法人配合飼料供給安定機構が報告する数値を用いる。</p> <p>(注1)当該四半期が4-6月の場合、平均輸入原料価格は3-5月通関価格、原料使用量は4 - 6月工場使用量を用い、基準輸入原料価格は前年3月-当年2月通関価格、原料使用量は前年4月 - 当年3月工場使用量を用いる。</p> <p><u>(注2) 輸入原料価格の確々報値は、毎年3月に前年1月分から12月分までが明らかになることから、これと速報値を置き換える。</u></p> <p><u>また、確定値は、毎年11月に前年1月分から12月分までが明らかになることから、これと確々報値を置き換える。</u></p> <p>(注3)原料使用量については、毎年8月に前年4月分から当該年3月分が再報告されるのでこれに置き換える。</p> <p>附則1.～5. [略]</p> <p><u>附則6. 変更後の細則は令和2年度第4四半期の基準輸入原料価格の算出から適用する。</u></p> | <p style="text-align: center;">輸入原料価格の算出に関する細則</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 第2における各月の平均輸入価格は、財務省「貿易統計」の当該月の1ヶ月前の数値(速報値)を用い、各月の原料使用量は当該四半期末日の翌月に公益社団法人配合飼料供給安定機構が報告する数値を用いる。</p> <p>(注1)当該四半期が4-6月の場合、平均輸入原料価格は3-5月通関価格、原料使用量は4 - 6月工場使用量を用い、基準輸入原料価格は前年3月-当年2月通関価格、原料使用量は前年4月 - 当年3月工場使用量を用いる。</p> <p><u>(注2) 輸入原料価格の確定値は、毎年3月に前年1月分から12月分が明らかになることから、これと速報値を置き換える。</u></p> <p>(注3)原料使用量については、毎年8月に前年4月分から当該年3月分が再報告されるのでこれに置き換える。</p> <p>附則1.～5. [略]</p> |

